

企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対する意見

この度公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」については、これまでの当協会をはじめとした産業界等の意見が聴取され、幅広い検討を通じとりまとめられた内容となっており、企業会計基準委員会の真摯な検討に敬意を表したいと思えます。

当協会としては、大筋において当公開草案の内容について賛意を表するとともに、次の3点の意見を申し上げますので、引き続きご検討・ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

(1) 「適用指針」の策定にあたり、当公開草案の内容に比べ、財務諸表の作成におけるコスト・時間等の増大や選択肢の縮小に繋がる修正がなされないことを要望致します。

万一そのような修正を行う場合等には、再度産業界等より意見聴取する等、適切なデュープロセスを経て企業の実務対応・準備が円滑に行われるよう配慮を要望致します。

(理由)

適用指針の内容は、企業実務全般に大きな影響を及ぼす可能性があることから、企業の実務対応・準備を円滑に行うためには、当公開草案の内容を前提として準備を進めざるをえません。

また、減損会計基準の適用は、平成18年3月期に全面適用と準備期間が短く、特に早期適用は平成16年3月期と目前に迫っており、「適用指針」の策定にあたり上記のような修正を行うことは、同基準の円滑な導入の著しい妨げとなるものと思われま。

(2) 当協会より既に提出している意見について引き続きご留意頂くよう、再度要望致します。

(理由)

同意見については、その重要な部分について当公開草案に概ね反映されつつも、一部の意見、具体的には減損の兆候にあたらぬケースの設定、割引率の開示、税法との整合性の確認については必ずしも十分反映されていません。

しかしながら、これらの意見は現在もいささかも変わるものではなく、参考として別紙に添付致しますが、加えて、当協会がこれまで表明してきた意見の中でもとりわけ重要なものにつきまして再度下記の〈従来からの意見〉からに記載致します。適用指針の内容につきまして、企業の実務負荷が一層軽減されるようご留意頂きますようお願い申し上げます。

(3) 「中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い」及び「減損損失を認識しない際の注記」に関する下記の〈新たな意見〉および に記載致しました意見につきまして、反映頂きますようお願い申し上げます。

(理由)

当件においては、前回公表された「検討状況の整理」にない記述が当公開草案においてなされておりますが、重要な問題であると考え、追加意見を表明しております。

記

< 従来からの意見 >

資産のグルーピング（保険営業用資産関係）

生命保険業および生命保険商品についての下記特性を勘案し、生命保険会社の資産のグルーピングに関して、保険営業用資産を1つの単位と見ることが容認されること。

- ・ 本社や営業店舗等が有機的に統合された全国的なネットワークをもって、保険営業・アフターサービスの提供が成り立つ。
- ・ 経営管理の単位が全国単位である。
(事業セグメントは生命保険業を1セグメントして管理している。)
- ・ 営業店舗をキャッシュ・フロー生成単位と捉えることが経営の実態に合わないため、当該単位でのキャッシュ・フロー管理を実務的に行っていない。

資産のグルーピング（賃貸用不動産関係）

生命保険業においては一個の建物を保険営業用と賃貸用のいずれにも使用することが多く、かつ頻繁に相互に用途の変更が行われているため、当該資産の状況にそれぞれ適合したグルーピング（下記ア～ウに例示）が容認されること。

- ア．物理的には1個の不動産について、床面積の割合に応じて簿価を分けて賃貸用部分は一つの単位とする方法（保険営業用部分は他の保険営業用不動産とともに一つの単位とする等別途グルーピングを行う。また、減価償却は、部分別に実施、あるいは合算して実施する等適宜対応。）
- イ．物理的な1個の不動産を一つの単位とし、保険営業用部分について、賃貸用部分を参考にし、みなし賃料により損益・キャッシュ・フローを算出する方法
- ウ．営業用部分が大部分を占める場合には、全体を営業用不動産とみなす方法

減損の兆候（営業活動から生ずる損益）

業種によっては、損益計算書が営業損益と営業外損益といった区分に分けられず、営業上の取引に関連して生じた損益をどう把握するか必ずしも明確になっていない場合がある。そのような場合において、本社および支社等の店舗網について減損の兆候を判定する際、関係法令または当該業界内で統一基準として認知されているものとして当該企業の本業の収益力を示す指標等がある場合は、それを営業活動から生ずる損益として用いることも容認されること。

減損の兆候（減損の兆候にあたらぬケースの設定）

減損の兆候にあたるものが例示列挙され、これら全てに該当しないことが確認されてはじめて兆候に該当しないこととされている。このような取扱いは実務上の過大な負荷を生じさせる懸念があるため、減損の兆候にあたらぬケース（セーフハーバー）を設けることが容認されること。

具体的には、「減損の存在が相当程度に確実である場合に限り減損損失を認識する」という減損会計の趣旨を踏まえ、たとえば市場価格の下落率が30%未満のものについて、他の兆候の判定

基準を見ることなく、減損の兆候は無いものと判断することなどが容認されること。

減損の兆候（市場価格の著しい下落の数値基準）

「市場価格の著しい下落」の数値基準として、公開草案第 83 項にある通り、固定資産の特質、特に流動性が十分に確保されていない点に鑑み、50%程度が容認されること。

正味売却価額（合理的に算定された価額）

合理的に算定された価額の見積りにおいては、合理的なコストや時間による対応が可能とすることが必要であることから、公表価格等の既存データの使用の他、不動産については、「不動産鑑定評価基準」に定められている「原価法」「取引事例比較法」「収益還元法」を併用または選択して算定すること等、簡便的な取扱いが容認されること。

開示（割引率）

割引率について、4つの案が並列とされるとともに、これらを総合的に勘案したのも使用可能となる等、一定の配慮がなされている。

しかしながら、割引率は経済的残存使用年数（ ）と同様に各企業の機密事項となりうるため、開示にはなじまず、回収可能価額の算定方法の注記として必要な情報と一概には言えないことから、注記事項としないことが容認されること。

（ ）経済的残存使用年数は、企業機密であることを理由に注記対象外とされているが、その考え方は妥当なものであり、賛成である。

税法との整合性の確認

減損会計基準の導入のための周辺環境整備を図るといった観点から、税法との整合性について、同会計基準の適用開始前までに明確となるよう関係当局との連携に配慮すること。特に、減損による一時の損失認識の問題に加え、減損損失と減価償却超過額との関係についても配慮すること。

< 新たな意見 >

中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い

「検討状況の整理」における記述（「改めて会計処理を行う必要はない。」）に戻すべきである。

（理由）

「検討状況の整理」にある「改めて会計処理を行う必要はないと考えるがどうか。」との記載から、公開草案においては「改めて会計処理を行わない。」との断定的な表現に記載が変更されており、改めて会計処理を行うことが否定されている。

例えば、土地の価格指標について「都道府県基準地価格」「路線価による相続税評価額」を用いる場合、価格指標の公表時期がそれぞれ毎年9月下旬頃、毎年8月中旬頃であるため、中間期末までの時間的制約が大きく、兆候・認識・測定という大きな実務負荷を考慮すると、年度決算に比して簡便な取扱いとならざるを得ない懸念があることから、期末時の洗い替えは必ずしも否定されるものではないと考える。

加えて、中間期においては、「中間財務諸表作成基準」に基づき、年度決算と比較して一部簡便な処理が認められていることから、より精緻な情報を反映する等の合理的な理由のもと、継続適用

を条件に期末時の洗い替えは必ずしも否定されるものではないと考える。

減損処理は、中間期または年度決算以外の期中においても認められている（公開草案第 125 項）が、洗い替えが否定されると、少なくとも同一年度中に 2 回にわたり精緻な情報に基づく処理が必要となり、実務負荷が過大となる恐れがある。

金融商品会計 Q & A（Q 3 1）においては、債券・未公開株式等について、その特性から洗い替え処理の必要性は乏しいとされており、同程度の記載に留めるべきと考える。

開示（減損損失を認識しない際の注記）

減損損失を認識しない際の注記を求めないとの公開草案の内容に賛成である。

（理由）

減損会計基準においては、「重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。」と定められている。

一方、公開草案第 130 項において「資産グループが事業を行っている大きさでしか把握されないことがあるが、それは、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限られることから、その旨を注記すべきという意見がある。」との記載がある。また、「減損損失を認識していない場合でも、資産のグルーピングの方法や減損の兆候があった資産又は資産グループなどについて注記すべきであるという意見がある。」との記載もある。

しかしながら、これらは、基準の取扱いを越え、部分的に過度な開示を求めるものである。

上記の通り減損会計基準においては、減損損失を認識しない場合の注記は要求されていないことから、「一定の状況について注記することにより減損会計基準及び本適用指針への準拠性を高めようとする場合でも、減損処理の実効性のために開示すべき範囲や項目を定めることは困難であることから、本適用指針ではそのような注記を求めてはいない。」との公開草案の内容に賛成である。

以 上